

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金

4月から実施された消費税の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。制度の詳細は、市ホームページでもご覧になれます。

支給対象者および支給額

いずれの給付金も、平成26年1月1日時点で、土岐市の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。

【臨時福祉給付金】

支給対象者

平成26年度の市民税が課税されていない方
 ※生活保護受給世帯の方や、市民税が課税されている方の扶養親族の方などは対象外

支給額

1人につき1万円
 ※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は5,000円を加算します。

【子育て世帯臨時特例給付金】

支給対象者 次の要件の両方を満たす方

▷平成26年1月分（平成26年1月1日生まれの児童については2月分、以下同じ）の児童手当・特例給付を受給している方

▷平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

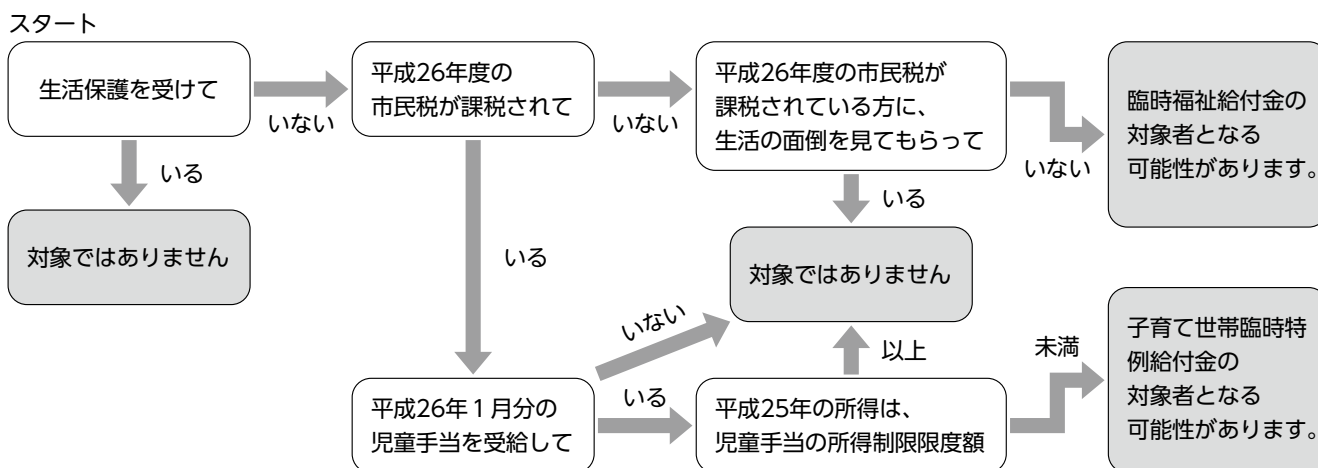
対象児童

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
 ※臨時福祉給付金の対象児童や生活保護受給世帯の方は、対象外です。

支給額

対象児童1人につき1万円

対象者診断チャート(一般的な場合)



申請方法

申請書の配布

給付金を受けるためには、申請手続きが必要です。要件を満たしていると思われる方には、7月下旬に申請書を送付します。

ただし、子育て世帯臨時特例給付金について、公務員の方は各所属庁から申請書などが配布されますので、市からの送付はありません。

支給要件を満たす方で申請書が届かない場合は、問い合わせください。

申請期間

8月1日(金)から11月4日(火)まで

詐欺にご注意ください！

この給付金に関して、市役所や厚生労働省の職員がATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

問 福祉課（内線109）または子育て支援課（内線154）